

令和7年度 文部科学省委託事業 いじめ対策・不登校支援推進事業
いじめ・不登校等の未然防止等に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

「心理分野に強みや専門性を有する教師の 育成のための教職員向け研修プログラム」

第8章 スクールカウンセリング上の諸課題に関する 理解と対応

関西外国語大学・教授

新井 肇

跡見学園女子大学・教授

新井 雅

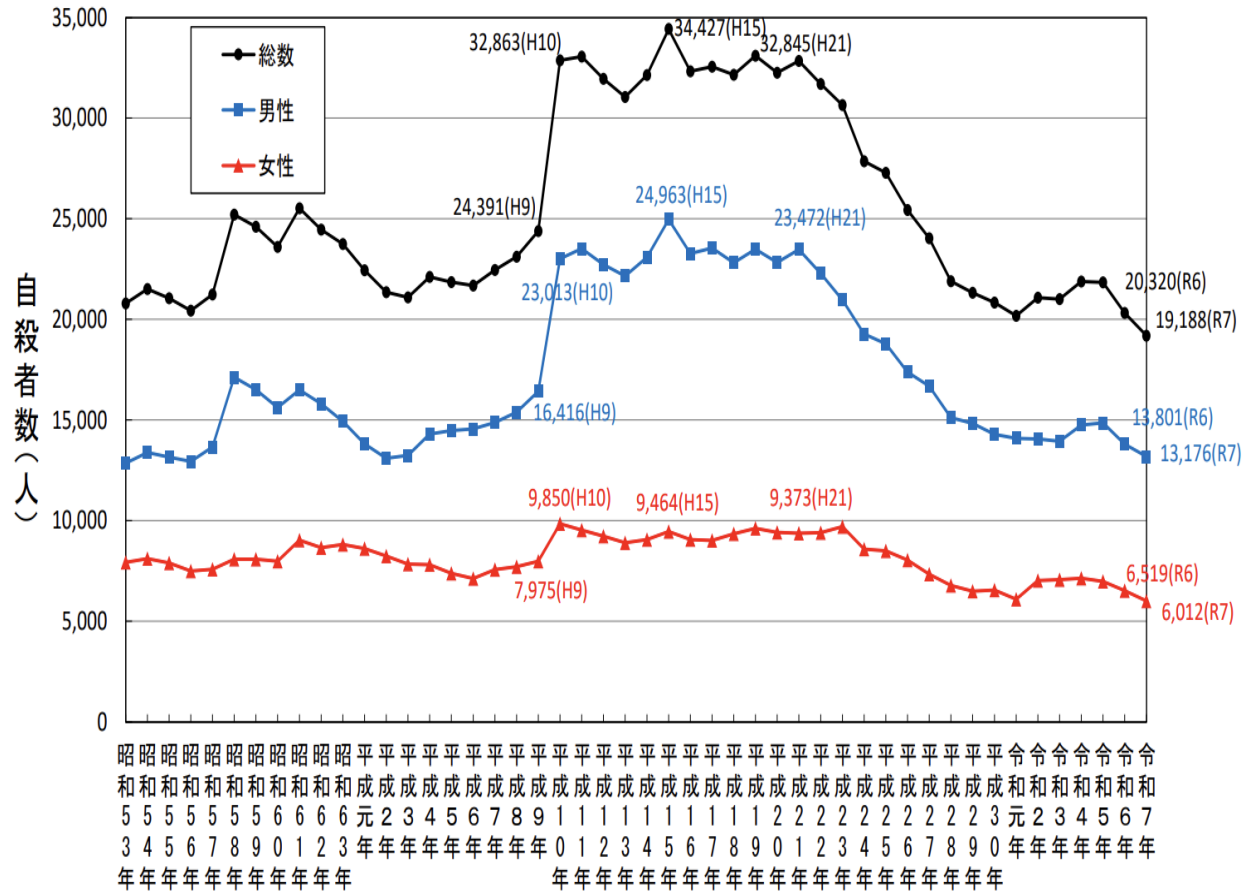
※所属は2026年3月時点のものです

〔自殺対応〕

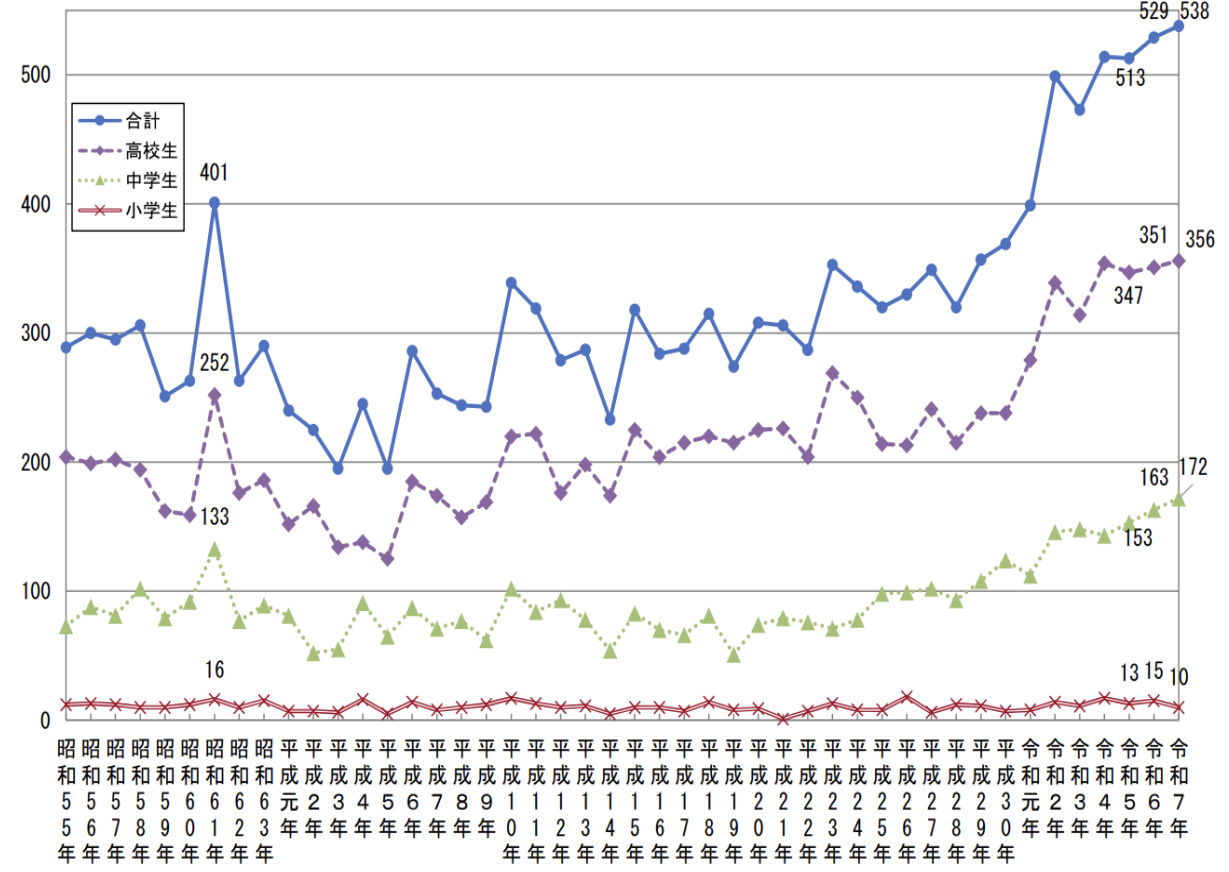
1. 今、学校に求められる自殺予防の方向性と課題

(1) 児童生徒の自殺の状況

自殺者数の年次推移



小中高生別自殺者数の年次推移



出典：「令和7年中における自殺の状況」（厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課 2025）

(2) 国の自殺予防の取組の動向と学校に求められること

自殺対策基本法（平成18年6月公布、同年10月施行）

→改正法が平成28年4月より施行

- ・ 困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発、心の健康の保持に係る教育・啓発

→新たな改正法が令和7年6月に成立

- ・ 自殺対策は「学校の責務」、自殺対策のための「協議会」（学校・教育委員会・児童相談所・医療機関・警察署・民間団体等）の設置

自殺総合対策大綱（平成19年・24年・29年・令和4年閣議決定）

→平成29年の自殺総合対策大綱において明記

- ・ 「**SOSの出し方に関する教育**」、「医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育」の推進

 **自殺予防の取り組みの一層の推進が求められている**

令和7年改正の方向性

(参考：西畑陽介「元気の出るセミナー」発表資料 2026)

自殺対策基本法 (平成18年6月公布、同年10月施行、平成28年改正)

→ 学校の責務規定なし

教育基本法等の一般規定に委ねられ、自殺対策に関する法令上の位置づけは存在しなかった

自殺対策基本法の改正 (令和7年6月公布、令和8年4月施行)

→ 子どもの自殺の増加を受け、自殺対策における「学校」を独立した主体として規定

- ・ 「教育の一環」という位置づけから、法律上の「責務」へと明確化
- ・ 地方公共団体は、「協議会」を設置し、学校現場の「抱え込み」を防ぎ、医療、福祉、行政、地域と連携してチームとして対応
- ・ 子どもが長時間過ごす場所として、SOSの早期発見とゲートキーパー機能を強化



学校現場における自殺対応を個別対応に委ねる体制から
「社会全体で学校現場を支える体制」へと転換

(3) 『生徒指導提要』が示す自殺予防の方向性

学校には、生涯にわたる精神保健の観点から全ての児童生徒を対象とする「自殺予防教育」と、自殺の危険の高い児童生徒への直接的支援としての「危機介入」を並行して進めることが求められています。

自殺予防を生徒指導の観点から捉えると、安全・安心な学校環境を整え、全ての児童生徒を対象に「未来を生きぬく力」を身に付けるように働きかける「命の教育」などは、発達支持的生徒指導と言えます。「SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育」は課題未然防止教育として位置付けることができます。

自殺予防教育の目標は、児童生徒が自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点です。さらに、教職員が自殺の危険が高まった児童生徒に早期に気付き関わる課題早期発見対応と、専門家と連携して危機介入を行うことにより水際で自殺を防いだり、自殺が起きてしまった後の心のケアを行ったりする困難課題対応的生徒指導から、学校における自殺予防は成り立ちます。 (『生徒指導提要』 p.189 2022)

2. 自殺予防の3段階と生徒指導の重層的支援構造

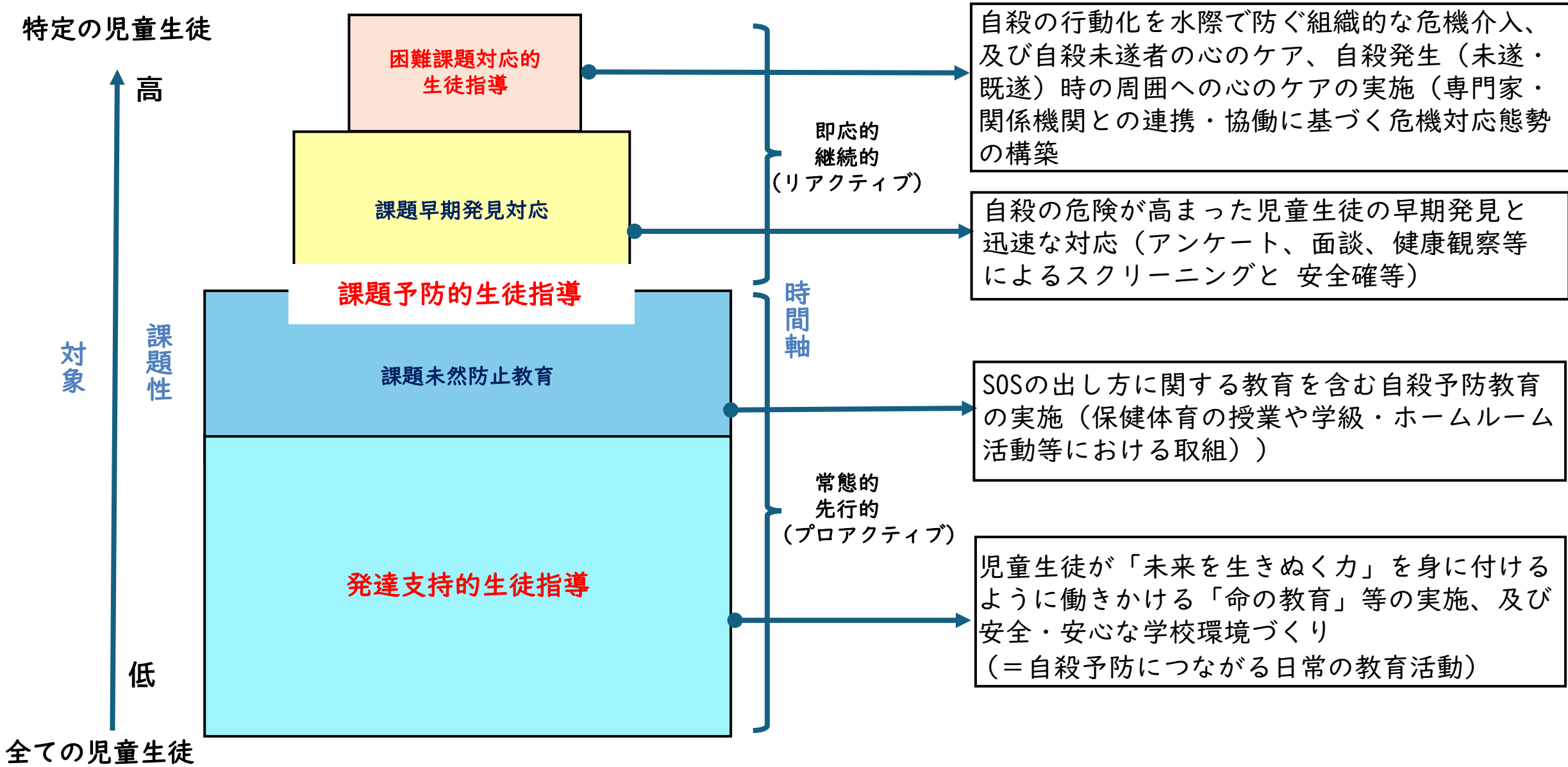


図 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造（『生徒指導提要』（2022）p.19図2, 129図9より作成） 7

3. 児童生徒の自殺の背景の理解

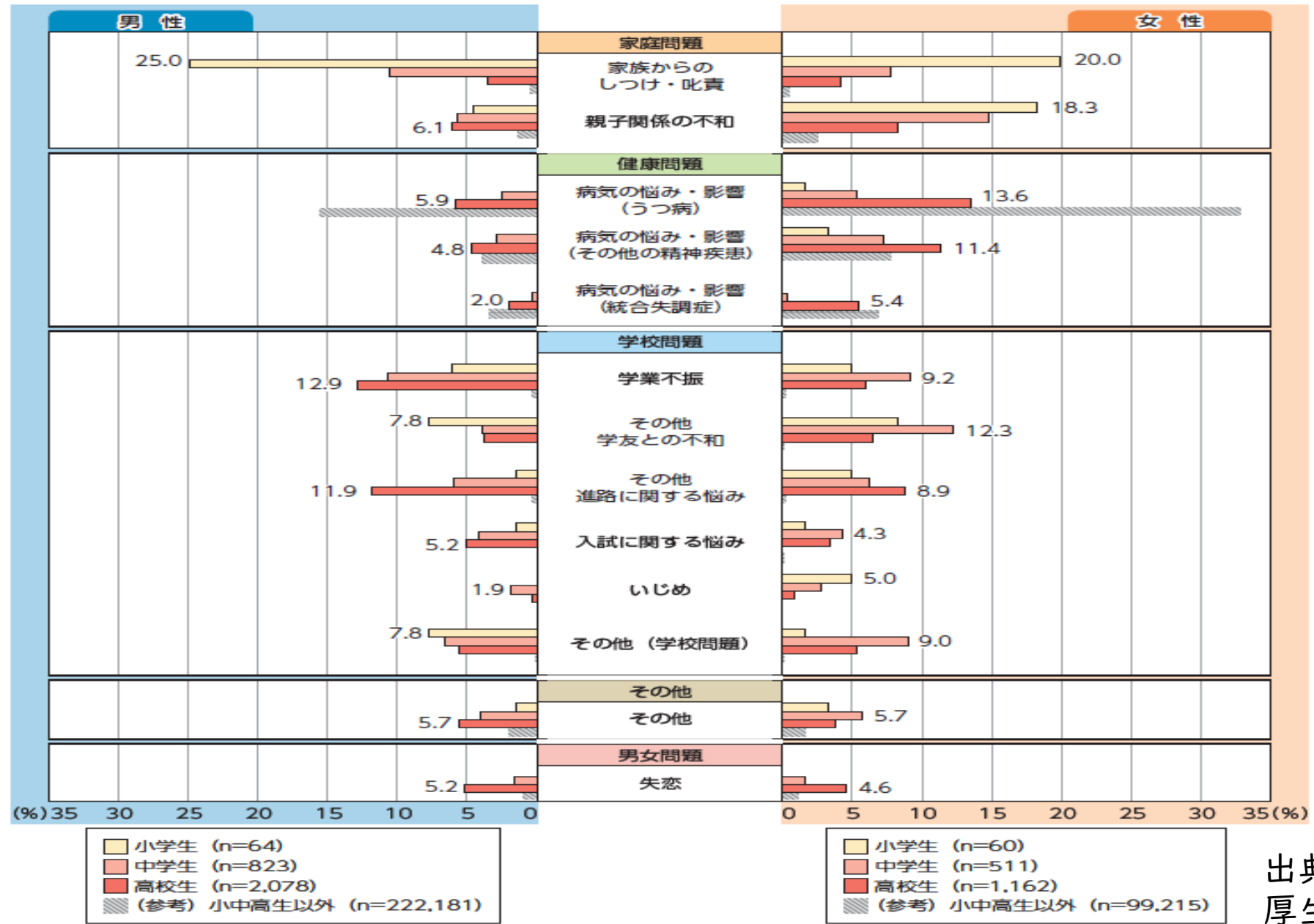
(1) 児童生徒の自殺の特徴

- ・ 高い衝動性
- ・ 大人からみると些細に思える動機
- ・ 死への親近性
- ・ 大人と異なる死生観
- ・ 純粹さ， 敏感さ， 傷つきやすさ
- ・ 影響されやすさ（自殺の連鎖＝「群発自殺」）

(2) 自殺に追いつめられる心理

- ・ 強い孤立感
- ・ 無価値感
- ・ 怒りの感情
- ・ 苦しみが永遠に続くという思いこみ
- ・ 心理的視野狭窄

(3) 児童生徒の自殺の原因・動機と学校問題



「性別にみた小中高生の自殺の原因・動機 (詳細項目) の割合」
(2009~2021年の累計)

出典：『令和6年版自殺対策白書』
厚生労働省、2024)

(4) 自殺の危険因子

- ◇孤立：人間関係のトラブル，いじめ，サポート不足等
- ◇喪失体験：死別，離別，病気，学業不振等
- ◇安心感のもてない家庭環境：虐待，DV，過干渉，過保護等
- ◇自殺未遂歴
- ◇リストカットなどの自傷行為経験
- ◇未治療の心の病：うつ病，統合失調症，摂食障害，薬物乱用等
- ◇独特の性格傾向：完璧主義，二者択一的思考，反社会的性格等
- ◇無意識的な自己破壊行動：健康や安全を守れない

4. 自殺予防教育の方向性と具体的展開

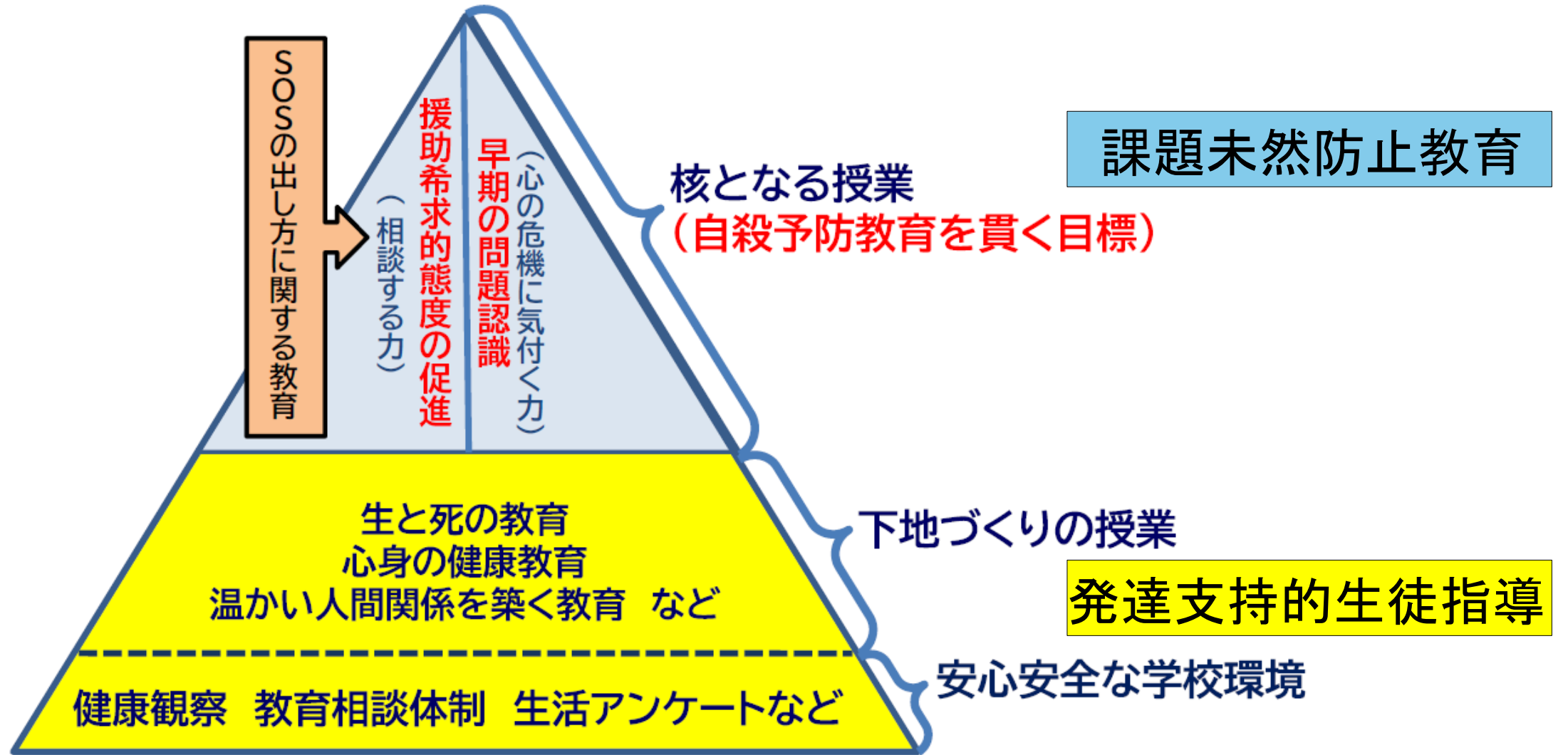


図 15 SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の構造

5. 自殺の危険の高まった児童生徒への危機介入

(1) 児童生徒の心の危機に気づく力

<自殺のサイン>

- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- 集中できなくなる
- 成績が急に落ちる
- いつもなら楽々とできる課題が達成できなくなる
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる
- 投げやりな態度が目立つ
- 身だしなみを気にしなくなる
- 引きこもりがちになる
- 行動、性格、身なりなどが突然変化する
- 健康や自己管理がおろそかになる
- 不眠、食欲不振、体重減少など身体の不調を訴える
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する
- 別れの用意をする（整理整頓、大切なものをあげる） 等々

(2)心の危機が高まった児童生徒へのかかわり

<TALKの原則>

Tell：心配していることを言葉に出して伝える

Ask：「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

話をそらしたり、叱責や助言などをせずに
子どもの訴えに真剣に耳を傾ける。

Keep safe：安全を確保する

一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う

6. 自殺が起きてしまったときの対応と心のケア

(1) ポストベンションのめざすもの

「不幸にして自殺が生じてしまった場合に、他の人々に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするためのケア」

- ・病死や事故死よりも、自殺は遺された人々に深い心の傷を負わせ、死にゆく人だけの問題にとどまらずに、極めて多くの人を巻き込む深刻な問題である
- ・当初は気丈に振る舞っていた人であっても、その後、不安障害や、うつ病、ASD、PTSDなどを発症して、専門的な治療が必要となることも稀ではない。
- ・放置しておけば、遺された人自身も自殺の危険を伴う事態に追い込まれることすらある。

(2) 事後対応における留意点

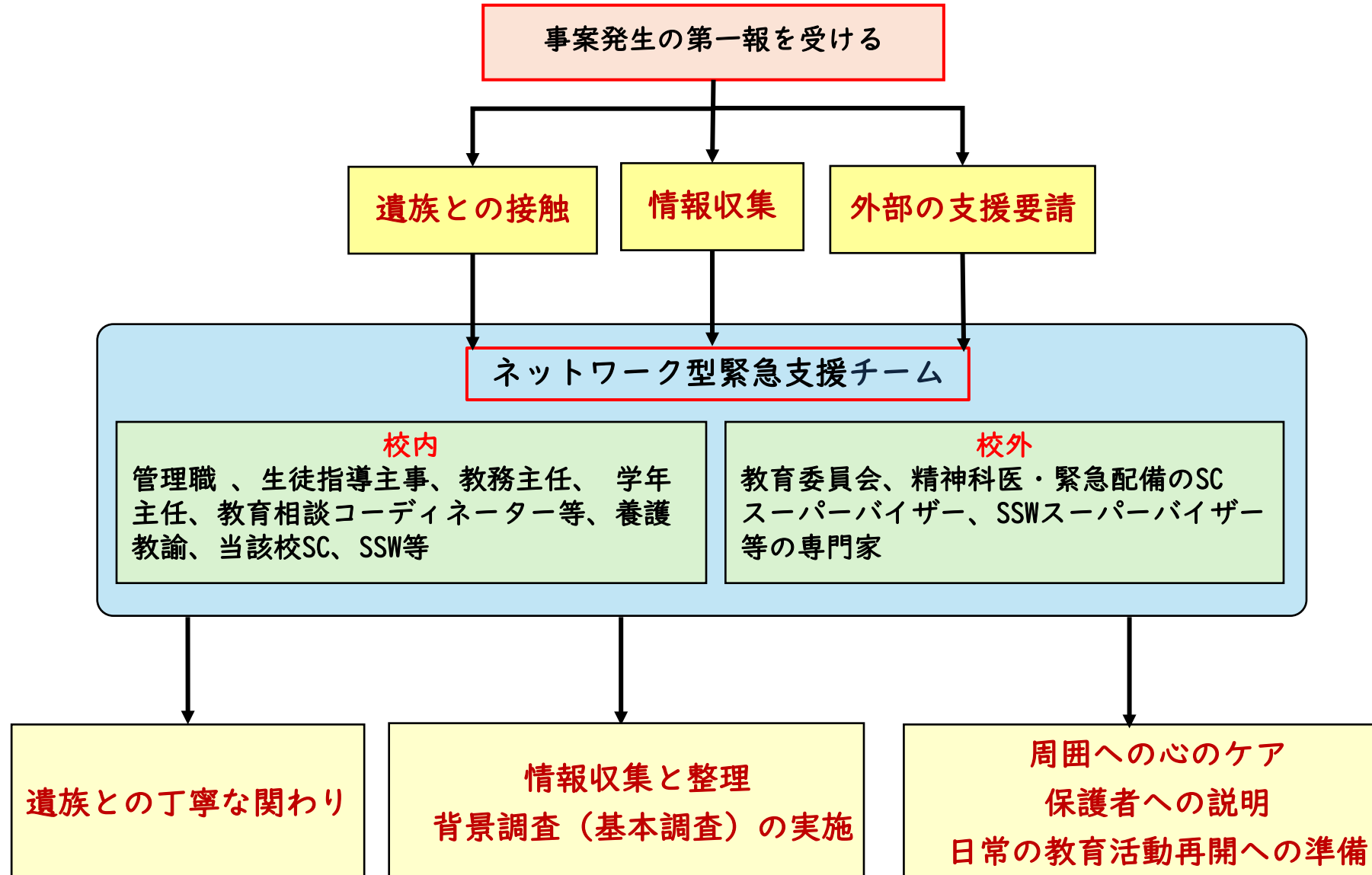


図8.3 事後対応の流れと初期対応の課題

[兒童虐待・貧困]

7. 学校における家庭支援の必要性 －児童虐待・子どもの貧困の現状と課題

(1) 児童虐待

- ① 身体的虐待：身体に外傷が生じる暴行を加えること
- ② 性的虐待：わいせつな行為をしたりさせること
- ③ ネグレクト：心身の正常発達を妨げる減食や長時間の放置など
- ④ 心理的虐待：暴言、拒絶的対応、家庭内のDVの目撃など

(2) 子どもの貧困

- ・ 相対的貧困率：世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分(貧困線)に満たない状態
- ・ 2022(令和4)年 国民生活基礎調査(厚生労働省、2023)
子どもの貧困(貧困線に満たない世帯に住む17歳以下の子どもの割合)
→ 約11%。約1割程度が相対的貧困を下回る所得で生活。

7. 学校における家庭支援の必要性

－ 児童虐待・子どもの貧困の現状と課題

(3) 児童虐待や貧困が子どもの心身の健康や成長・発達に及ぼす影響

● 児童虐待が子どもに及ぼす影響（文部科学省、2020b）

- ① 身体的影響(例)：身体的な外傷、栄養障害や体重増加不良、低身長
- ② 知的発達面の影響(例)：不安定な環境により知的発達が得られにくい
- ③ 心理的影響(例)：自己肯定感の低さ、攻撃的・衝動的行動、多動

● 子どもの貧困における経済的困窮の影響（松本ら、2016）

- ・ 基本的な生活基盤（衣食住）が安定しない
 - ・ 健康を守るための医療へのアクセスが不十分となりやすい
 - ・ 時間的・心理的なゆとりのなさ、養育・学習環境などの不十分さ
- 学力・健康面への悪影響、将来の希望や可能性が奪われる（阿部、2014）

8. 児童虐待や子どもの貧困に対する 学校の支援体制と関係機関連携

(1) 児童虐待や子どもの貧困に関する関係法規

- ・ 児童福祉法、児童虐待防止法、こどもの貧困解消法

(2) 学校・教師に求められる支援体制と関係機関連携

● 児童虐待への対応：学校・教職員の基本的役割（文部科学省、2020b）

- ① 虐待の早期発見に努める（努力義務）
- ② 虐待を受けたと思われる子ども → 市町村や児童相談所等へ通告（義務）
- ③ 虐待を受けた子どもの保護等における関係機関への協力（努力義務）
- ④ 虐待防止のための子どもへの教育に努める（努力義務）

● 子どもの貧困への対応（文部科学省、2022）

- ・ 個々の家庭の事情や背景を考慮して、学校と家庭が協働して子どもの教育や支援を進めていく姿勢をもつ。SCやSSWとの連携など。

9. 児童虐待や子どもの貧困に対する支援の展開

(1) 児童虐待や子どもの貧困に関わる相談窓口の整備と教育・啓発

① 子どもたちに対して(例)

- ・ 学校内外の相談窓口の周知（SCなどへの相談も含む）
- ・ SOSの出し方に関する教育（厚生労働省、2022a）
- ・ 心と身体を大切にすること、デートDV、結婚・子育て・親子関係等を学ぶ虐待予防教育の実践（小野ら、2022）

② 家庭・保護者に対して(例)

- ・ 子育ての悩みや不安を相談できる学校内外の相談窓口の周知
- ・ 子育てや子どもへの関わり方等の保護者講演会（SC・SSW・外部専門家）
- ・ 「体罰等によらない子育てのために」（厚生労働省、2020）の周知

9. 児童虐待や子どもの貧困に対する支援の展開

(2) 虐待の発見と組織的対応

※ 『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』（文部科学省、2020b）参照

【虐待の兆候の早期発見】

- ・ 学校生活での観察、アンケート、子どもの訴え、関係者情報など
- ・ 虐待の可能性のある兆候(例)：
 - 不自然な怪我・外傷、不定愁訴や体調不良、警戒心の強さ、過度な緊張、無気力、攻撃的言動、身なり・衛生状態の悪さ
- ・ 不登校、非行、いじめ、自殺企図等→背景として児童虐待がある場合も。
- ・ 家庭や保護者の様子にも留意
 - 例：子どもに過度に厳しい、激しく怒る、無関心である…
- ・ 手引きに示されたリスクチェックリストを活用することも有用

9. 児童虐待や子どもの貧困に対する支援の展開

(2) 虐待の発見と組織的対応

【発見時の対応と通告】

- ・虐待が疑われる事案→一人で抱えずに管理職に報告・相談、組織対応
- ・児童相談所等への速やかな通告
例：明らかな外傷（身体的虐待の疑い）、ネグレクトや性的虐待の疑い
本人が帰宅拒否や保護・救済を訴えた場合

※学校の役割と通告の留意点

- ①確証がなくても通告する（誤りでも責任は問われない）
- ②虐待の有無の判断は児童相談所等の専門機関である
- ③保護者との関係よりも子どもの安全を優先する
- ④通告は守秘義務違反に該当しない

9. 児童虐待や子どもの貧困に対する支援の展開

(2) 虐待の発見と組織的対応

【子ども本人への聞き取り・記録の留意点】

- ・ 本人の心理的負担や暗示・誘導的な聴取の影響が想定されるため、詳細な聞き取りは児童相談所職員等が対応することが望ましい
- ・ 通告に関わる情報の正確な記録
例：傷の写真を撮る、子どもの発言内容を具体的に書き残す、
事実と推測を混同しないで記録する

【通告後の連携と支援】

- ・ 児童相談所や市町村(虐待対応担当課)が安全確認・調査を実施
- ・ 児童相談所等による在宅支援（電話、面接、訪問等による支援）
- ・ 在宅支援が困難な場合→一時保護や施設入所などの措置

[性の課題]

10. 多様化する学校における性の課題

(1) セクシャル・マイノリティに関する課題

● LGBTQ+ (葛西、2019；日高、2024)

- ・ レズビアン(Lesbian)：女性同性愛者
- ・ ゲイ(Gay)：男性同性愛者
- ・ バイセクシュアル(Bisexual)：両性愛者
- ・ トランスジェンダー(Transgender)：身体的性別と性自認が一致しない人
- ・ クィア(Queer)：既存の性のカテゴリに当てはまらない人々
(肯定的な意味でセクシャルマイノリティの人々を指す)
- ・ クエスチョニング(Questioning)：自分の性のあり方が決まっていない人
- ・ プラス(+): 上記以外の多様な人々

※ LGBTQ+に関わる課題の現状(認定NPO法人ReBit、2023；日高、2024)

例：からかい、いじめ被害、不登校、自傷行為などの経験率の高さ

例：学校での性に関する相談のしづらさ、適切な支援がなされていない

10. 多様化する学校における性の課題

(2) 性犯罪・性暴力に関する課題

- ・ 性的虐待、デートDV、SNSによる性被害など

● 16～24歳の若年層の性暴力被害の実態（内閣府男女共同参画局、2022）

- ・ 26.4% (1,644人)が性暴力被害を経験

例：言葉での性的な嫌がらせ、身体接触や情報ツールによる性暴力

- ・ 最も深刻な性暴力被害→小学生～高校生にかけて深刻な被害が発生
- ・ 女子だけでなく男子も被害を受けている
- ・ 加害者：児童生徒同士や第三者のほか、教職員など学校関係者も含まれる

● 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和4年）

- 教職員・児童生徒への啓発、早期発見・対応、児童生徒の保護・支援、児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分

子どもへの性犯罪・性暴力防止に向けた対策や体制整備が課題

1.1. 性の課題に対する学校の役割と環境整備

●多様化する性の課題への学校の役割

- ・LGBTQ+の子どもたちの存在を前提に、性の多様性を前提とした教育活動や学校環境づくりを推進する
- ・性的からかいや性暴力を含むいじめ・暴力に対する毅然とした対応

●安心・安全な学校環境整備の取組（例）

- ・LGBTQ+に関わる差別・からかいへの毅然とした指導・対応
- ・一人ひとりの性自認や性的指向に関するアウティングの防止
- ・性に関わる悩みや不安を安心して相談できる相談窓口の周知
- ・多様な性のあり方への理解を促す図書や資料の配架、情報発信
- ・自認する性に応じた服装・髪型の選択
- ・トイレ、更衣室、体育、学校行事、健康診断時の配慮
- ・性暴力を防ぐための校内見回り、教室点検、SNSの私的なやり取りの禁止

1 2. 性の課題に対する理解・対応と予防的取組

(1) 発達支持的生徒指導

- ・一人ひとりの多様性を認め、自他の人権を尊重（人権教育等）

(2) 課題未然防止教育

① 性別・性自認・性的指向に関する偏見・差別をなくすための教育

- ・性の多様性に関する理解を深める資料・教材の活用
- ・ジェンダーステレオタイプや固定的な性役割観を見直す教育(中野、2024)

② 「生命(いのち)の安全教育」の実施

(文部科学省：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)

- ・互いにとって心地よい距離感やプライベートパーツの大切さを学ぶ
- ・性暴力、デートDV、SNS性被害などについて理解を深める
- ・性加害や性被害を防ぐスキル、SOSの出し方・相談方法を学ぶ
- ・幼児期～高校まで発達段階に応じた教育内容を工夫して実施

1 2. 性の課題に対する理解・対応と予防的取組

(3) 課題早期発見対応

- ・日々の観察・アンケート・面談等→性に関わる悩みや被害の兆候を発見
- ・性に関わる問題を発見しやすい養護教諭・保健室との連携も重要
- ・安心して相談できる体制整備→発見時は被害者の安全最優先で迅速に対応

(4) 困難課題対応的生徒指導

- ・性的ないじめや性暴力等→SC・SSW・警察・児童相談所などとの連携
- ・被害児童生徒への聴き取り→子どもの言葉を正確に記録
- ・冷静かつ温かく対応し、被害者に「あなたは悪くない」と伝えるのが基本
- ・同じ内容を他の関係者から何度も聴かれることは望ましくない
(トラウマを深めたり、記憶が変容してしまう可能性があるため)
- ・信頼できる教職員が継続的に関わり、家庭や医療機関等と連携して支援

1 2. 性の課題に対する理解・対応と予防的取組

(5) 性の課題に関わる教員研修

- ・ L G B T Q + への理解を深め、性の多様性を教える力、環境を整える力、相談対応力を育むことが必要（認定NPO法人ReBit、2023）
 - ・ 性犯罪や性暴力防止に関する研修の必要性
- 「教育職員等による性暴力等防止に関する取組事例集」（文部科学省、2023）

教職員自身が、L G B T Q + に関わる偏見・差別的態度、ジェンダーステレオタイプ、性暴力などにつながりかねない言動や価値観を有していないか自己省察しつつ、より良い教育・支援の知識とスキルを習得していく

[トラウマインフォームドケア]

13. ト라우マ体験が引き起こす子どもの諸問題

● トラウマとなり得る出来事

例：災害、事件・事故、いじめ、暴力、叱責・体罰、虐待、性暴力

● トラウマ体験の影響（野坂・菊池、2022）

身体症状（例：頭痛、腹痛、不眠、過食・拒食、月経不順など）

情緒面（例：不安・恐怖、怒り、自己否定、不信、攻撃行動、性的行動化）

● 心的外傷後ストレス症（Posttraumatic Stress Disorder：PTSD）※DSM-5-TR

・ ト라우マに関わる出来事に曝露後、1か月以上、以下の症状が継続

①侵入症状（苦痛な記憶がフラッシュバックしたり悪夢を見たりする）

②回避症状（トラウマを思い出させる人、場所、物、状況を避ける）

③認知と気分の陰性変化（自己・他者への否定的認知、興味関心の喪失）

④覚醒度と反応性の著しい変化（易怒性、警戒心、集中困難、睡眠障害）

子どもたちのトラウマの予防、早期発見、適切な支援・治療が重要

14. トラウマインフォームドケアの概念と基本姿勢

(1) トラウマインフォームドケアとは

- ・ Trauma-Informed Care (TIC) : ACEs研究を起点に発展した支援アプローチ
 - ・ 治療的介入の範囲を超えた幅広いアプローチの基本理念(亀岡、2020)
 - ・ トラウマの治療ではなく、子どもの行動の背景にあるトラウマの影響を理解しながら援助を進める基本姿勢(野坂・菊池、2022)
- トラウマ理解を基盤に被害者と支援者の安全確立を目指す(野坂、2019b)

● TICの実践『4つのR』(SAMHSA、2014)

- ① Realize (理解する) : トラウマの広範な影響と回復の道筋を理解する
- ② Recognize (認識する) : トラウマの兆候や症状に気づく
- ③ Respond (対応する) : トラウマの知識を方針・実践に統合して対応
- ④ Resist re-traumatization (再トラウマ体験を防ぐ) :
過去のトラウマ体験と類似した加害-被害の状況や悪循環に陥るのを防ぐ

14. トラウマインフォームドケアの概念と基本姿勢

(2) 子どもたちが示すトラウマ関連症状と

トラウマインフォームドケアの必要性

● トラウマ関連症状が生じている子ども（例）

- ・ 自己・他者・世界への否定的認知が生じる
(例：誰も信用できない、裏切られる、自分は愛される価値が無い)
- ・ フラッシュバック、過覚醒、回避・麻痺が日々の生活や学習に影響
(例：ひどく取り乱す、突然キレル、多動・衝動、うつ、対人関係困難)
- ・ 一見すると「平気そう」「気にしていない」ように見える子ども
→感情や感覚等を麻痺させる心の防衛反応（解離症状）の可能性も。
- ・ 子どもの挑発的な態度や被害的認知、性的行動化、自傷行為…
× 「反抗的」「かまってほしいだけ」「大人をバカにしている」×
→支援者が怒り・叱責・放置してしまうと…

再トラウマ体験(トラウマの再演)につながる恐れがあるため注意

14. トラウマインフォームドケアの概念と基本姿勢

(2) 子どもたちが示すトラウマ関連症状と

トラウマインフォームドケアの必要性 (続き)

身体の怪我に比べて「心の傷」の程度や重症度は見過ごされやすい



対象者のトラウマ歴を念頭におき、「トラウマのメガネ」を通して問題を捉え、安心・安全感を醸成する支援としてのTIC(野坂、2019a)
(※見えないところのケガを「見える化する」ケア(亀岡、2020))

※子どもの行動や状態の背景に、トラウマの影響がないかアセスメント

※トラウマ関連症状(フラッシュバック、過覚醒、回避、解離症状など)

→安心・安全が脅かされたことに伴う「異常な事態における正常な反応」

(過酷な状況を生き延びる防衛反応) (大河原、2015; 福岡県臨床心理士会・窪田、2020)

※「トラウマの再演」に巻き込まれないよう、安全で安心な関係性・支援へ

15. 学校におけるトラウマインフォームドケア ートラウマインフォームドスクール

(1) トラウマインフォームドな学校づくり

- ・ TICを学校等の教育分野に適応した取組が進められている(中村ら、2017)
→ トラウマインフォームドスクール (TIS)

- ・ アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク

(National Child Traumatic Stress Network, Schools Committee, 2017)

→ 「4つのR」を遵守しながら、学校の教職員、家族、子ども、地域全体が
トラウマの負の影響を認識しつつ、再トラウマ体験を防ぎ、
安全・安心な環境を推進していくためのフレームワークを提示

※教職員向けの研修も重視→トラウマ理解と対処・予防のスキルを育成

15. 学校におけるトラウマインフォームドケア ートラウマインフォームドスクール

(2) 「トラウマのメガネ」を活かして子どもたちを支援する

・過去に虐待や体罰、いじめや暴力などを経験した子ども

→学校・教室内の雰囲気、教師・子どもたちの言動、学校生活の様々な場面が、過去のトラウマを想起させる刺激(リマインダー)となる

・子どもの問題行動や状態像の背景

→性格？怠け・反抗？発達障害？ 「トラウマの影響」も想定しておく

【架空事例】 小学4年生の男児Aへの支援エピソード (※研修テキスト)

※トラウマに対する援助の原則 (白川、2016)

①自身の症状・状態に対するトラウマの影響に関する心理教育

②自分を大切にせるセルフケアの方法を身につける

③感情表現、対人関係等、生きるための多様なスキルの育成

15. 学校におけるトラウマインフォームドケア ートラウマインフォームドスクール

(3) トラウマ支援における支援者側のセルフケア

- ・トラウマ支援で支援者の心が傷つく「二次受傷」「共感性疲労」に注意
例：子どものトラウマ体験に触れる機会が生じる
敵意や不信感、拒絶的な態度にさらされ、問題行動に振り回される
支援者自身の過去のトラウマが想起される場合もある

TIS実践におけるセルフケアの重要性 (NCTSN, 2017)

- ※セルフケアの実践例（野坂・菊池、2022；白川、2016）
 - ・自身の心身状態を自覚し、休憩・休息を大切にする
 - ・一人で抱え込まず、チーム支援を心がける
 - ・仕事以外の私生活や人とのつながりを大切にする
 - ・組織全体でスタッフの心身の負担に配慮する

15. 学校におけるトラウマインフォームドケア ートラウマインフォームドスクール

(4) チーム学校に基づくトラウマインフォームドケア

- ・ TISではチーム学校を基盤とした支援連携が重要
 - ・ 「トラウマのメガネ」を意識した支援
- 教職員、保護者、SC、SSW、医療・福祉機関などと連携し
多様な視点や情報を重ね合わせることで、
子どもの行動の背景にあるトラウマの影響にも気づきやすくなる
- ・ 支援者側の二次受傷を防ぐためにも、チーム支援体制は重要

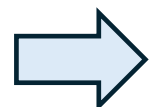
**学校全体でTICの基本姿勢を実践し、
子どもと大人の双方が安心・安全を感じられるような
トラウマインフォームドな学校づくりが目指される**

15. 学校におけるトラウマインフォームドケア —トラウマインフォームドスクール

- (5) サイコロジカル・ファーストエイドとトラウマインフォームドケア
- ・ TIC→災害、事件・事故、自殺等の緊急支援の基本姿勢としても重要
 - ・ こころのケガの応急処置→「サイコロジカル・ファーストエイド (PFA)」
 - ・ 「PFAの学校版」：PFA-S (Psychological First Aid for Schools)
- 誰もがPFAを実践することで学校の混乱の回復につなげることができる

●PFA-Sにおける主な支援活動 (Brymer et al., 2012)

- ①支援対象者に近づき、活動を始める、
- ②安全と安心感、③安定化、
- ④いま必要なこと、困っていることに関わる情報を集める、
- ⑤現実的な問題の解決を助ける、⑥周囲の人々との関わりを促進する、
- ⑦対処に役立つ情報、⑧紹介と引き継ぎ



PFA-Sの実践は、TICの基本姿勢と重なる支援アプローチ

フリーディスカッション

ここまでの内容を踏まえて…

- ①印象に残ったことや新たに学べたと感じたこと
- ②これからの子ども支援に活かすことができそうだと感じたこと

3～4人程度のグループで
自由に意見交換をお願いします



引用文献・参考図書

[引用文献]

- 阿部 彩 (2014) 子どもの貧困II—解決策を考える 岩波書店
- 大河原美以 (2015) 子どもの感情コントロールと心理臨床 日本評論社
- 葛西真記子 (編著) (2019) LGBTQ+の児童・生徒・学生への支援—教育現場をセーフ・ゾーンにするために 誠信書房
- 葛西真記子 (2023) 心理支援者のためのLGBTQ+ハンドブック—気づき・知識・スキルを得るために 誠信書房
- 亀岡智美 (2020) 子ども虐待とトラウマケア—再トラウマ化を防ぐトラウマインフォームドケア 金剛出版
- 厚生労働省 (2020) 体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～
- 厚生労働省 (2022) 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～
- 厚生労働省 (2023) 2022 (令和4) 年 国民生活基礎調査の概況
- 厚生労働省 (2024) 『令和6年版自殺対策白書』
- 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課(2026) 「令和7年中における自殺の状況」
- 白川美也子 (2016) 赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケア—自分を愛する力を取り戻す〔心理教育〕の本
アスク・ヒューマン・ケア
- 高橋祥友 (2014) 『自殺の危険 (第3版)』 金剛出版
- 内閣府男女共同参画局 (2022) 若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書
- 中村有吾・木村有里・瀧野揚三・岩切昌宏・一谷紘永 (2017). 教育分野におけるトラウマインフォームドケアの
概念と展開 学校危機とメンタルケア, 9, 103-117.
- 中野円佳 (2024) 教育にひそむジェンダー—学校・家庭・メディアが「らしさ」を強いる 筑摩書房
- 西澤 哲 (2010) 子ども虐待 講談社

[引用文献] (続き)

- 認定NPO法人ReBit (2023) 【調査報告】「学校における性的指向・性自認に係る取り組み及び対応状況調査 (2022年度)」結果公開
- 野坂祐子 (2019a) トラウマインフォームドケア—公衆衛生の観点から安全を高めるアプローチ—トラウマティック・ストレス, 17(1), 80-89.
- 野坂祐子 (2019b) トラウマインフォームドケア—“問題行動”を捉えなおす援助の視点—日本評論社
- 野坂祐子 (2023) 子どもへの性暴力の特徴—藤森和美・野坂祐子(編) 子どもへの性暴力 [第2版]—その理解と支援 (pp.3-23) 誠信書房
- 野坂祐子・菊池美奈子 (2022) 保健室から始めるトラウマインフォームドケア 東山書房
- 日高庸晴 (2020) 学校で配慮と支援が必要なLGBTsの子どもたち—校内研修シリーズ No.87 (独立行政法人教職員支援機構NITS) <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/087.html>
- 日高庸晴 (2024) LGBTQ+の健康レポート 医学書院
- 福岡県臨床心理士会・窪田由紀 (編) (2020) 学校コミュニティへの緊急支援の手引き(第3版) 金剛出版
- 松本伊智朗・湯澤直美・平湯真人・山野良一・中嶋哲彦 (2016) 子どもの貧困ハンドブック かもがわ出版
- 文部科学省 (2009) 『教師が知っておきたい自殺予防』
- 文部科学省 (2010) 『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』
- 文部科学省 (2014) 『子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引き—』
- 文部科学省 (2020a) 学校現場における虐待防止に関する研修教材

[引用文献] (続き)

文部科学省 (2020b) 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

文部科学省 (2022) 生徒指導提要 (改訂版)

文部科学省 (2023) 児童生徒への性暴力等防止に関する教育委員会等における取組事例集及び教育職員向け研修用動画

森口佑介 (2024) つくられる子どもの性差－「女脳」「男脳」は存在しない 光文社

Brymer M., Taylor M., Escudero P., Jacobs A., Kronenberg M., Marcy R., Mock L., Payne L., Pynoos R., & Vogel J. (2012). Psychological first aid for schools: Field operations guide, 2nd Edition. Los Angeles: National Child Traumatic Stress Network. (アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク、アメリカ国立PTSDセンター、兵庫県こころのケアセンター・大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター訳、(2017) サイコロジカル・ファーストエイド学校版 実施の手引き 第2版) https://www.j-hits.org/_files/00127028/pfa_s.pdf

National Child Traumatic Stress Network, Schools Committee. (2017). Creating, supporting, and sustaining trauma-informed schools: A system framework. Los Angeles, CA, and Durham, N C: National Center for Child Traumatic Stress. (大阪教育大学学校安全推進センター(訳) (2020) トラウマインフォームドな学校づくりー支援を継続させるシステムフレームワーク)

Substance Abuse and Mental Health Services Administration (2014) SAMHSA's Concept of Trauma and Guidance for a Trauma-Informed Approach. HHS Publication No. (SMA) 14-4884. Rockville, MD. (大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター・兵庫県こころのケアセンター(訳) (2018) SAMHSAのトラウマ概念とトラウマインフォームドアプローチのための手引き)

[推薦図書]

新井肇（2023）「第2部 5 自殺」（八並光俊・石隈利紀編著『Q&A新生徒指導提要で読み解くこれからの児童生徒の発達支持』pp.114-119）ぎょうせい

窪田由紀・シャルマ直美編著（2024）『学校における自殺予防教育のすすめ方 [改訂版] —だれにでもこころが苦しいときがあるから』遠見書房

松本俊彦（2015）『もしも「死にたい」と言われたら 自殺リスクの評価と対応』中外医学社

阪中順子（2015）『学校現場から発信する子どもの自殺予防ガイドブック—いのちの危機と向き合って』金剛出版

相馬誠一・伊藤美奈子編著（2020）『子どもたちに「いのちと死」の授業を—学校で行う包括的自殺予防プログラム』学事出版

高橋祥友編著（2008）『新訂増補 青少年のための自殺予防マニュアル』金剛出版